

## 看護職員以外の賃金改善の対象となる職種について

- 賃金改善の対象となる職種に関しては、看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）のほか、医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることを可能とする。
- 看護補助者、理学療法士・作業療法士のほか、具体的なコメディカルの範囲は以下のとおり。

視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、  
歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、  
栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、公認心理師、  
その他医療サービスを患者に直接提供している職種（※）

※その他医療サービスを患者に直接提供している職種としては、診療エックス線技師、衛生検査技師、メディカルソーシャルワーカー、医療社会事業従事者、介護支援専門員、医師事務作業補助者といった職種が該当すると考えている。